

○忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月14日条例第24号

改正

平成29年3月1日条例第1号

平成29年9月13日条例第14号

平成29年12月14日条例第17号

忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び忠岡町特定個人情報保護条例(平成27年忠岡町条例第19号)において使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次項から第4項までの規定による事務とする。

2 別表第1の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

3 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄

に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 5 第3項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項に規定するもののほか、法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する（法令その他の規程の規定により当該実施機関が当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。）ために必要な限度で、他の実施機関に対し、当該他の実施機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供するときとする。

- 3 第1項に規定する場合に該当して特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第1号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

別表第 1 (第 4 条関係)

実施機関	利用事務
町長	忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年忠岡町条例第 41 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	忠岡町子ども医療費の助成に関する条例（昭和49年忠岡町条例第11号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年忠岡町条例第22号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和51年忠岡町教育委員会規則第 1 号）に関する事務

別表第 2 (第 4 条関係)

実施機関	利用事務	特定個人情報
町 長	忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 住民票関係情報
	忠岡町子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 住民票関係情報
	忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 住民票関係情報

別表第 3 (第 5 条関係)

情報照会実施機関	利用事務	情報提供実施機関	特定個人情報
教育委員会	忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に関する事務	町長	地方税関係情報 住民票関係情報